

令和元年度 第1回みよし市都市計画審議会 次第

日時：令和元年5月27日（月）

午前10時から午前11時30分まで

場所：市役所3階 301会議室

1 挨拶

2 報告事項

- （1）福田池下地区地区計画について
- （2）豊田都市計画（みよし市）の概要について
- （3）今後のスケジュール（案）について

3 現地視察（福田池下地区）

平成 30 年度・令和元年度みよし市都市計画審議会委員名簿

(平成 3 1 年 4 月 1 日現在)

役 職 区 分		職 名	氏 名	備 考
委 員	学識経験者	東 海 学 園 大 学	み や け あ き ゆ き 三 宅 章 介	
		東 海 学 園 大 学	み や ざ き さ ち え 宮 崎 幸 恵	
		豊 田 工 業 高 等 専 門 学 校	さ と う ゆ う や 佐 藤 雄 哉	
	市議会議員	市 議 会 議 長	つ か も と か つ ひ こ 塚 本 克 彦	
	関係行政機 関の職員	豊 田 警 察 署 長	あ ん ど う さ だ か ず 安 藤 定 一	
		豊 田 加 茂 建 設 事 務 所 長	み ち う ら し ん 道 浦 真	
	市内に住所 を有する者	農 業 委 員 会 か ら 推 薦 を 得 た 市 民	い わ た の ぶ お 岩 田 信 男	
		商 工 会 か ら 推 薦 を 得 た 市 民	わ に べ か ね み ち 鰐 部 兼 道	
		公 募 に よ る 市 民	い し か わ い く お 石 川 育 生	
			す ず き と も よ 鈴 木 と も よ	

1 0 名

(参考：事務局)

都市建設部部長	柴田 浩
同上 次長兼都市計画課長	小嶋 誠
都市計画課主幹	舟橋 伸幸
都市計画課主任主査	鈴木 正康
都市計画課主任主査	加藤 公伯
都市計画課主任主査	小野 裕哉

平成 30 年度・令和元年度みよし市都市計画審議会委員名簿

(令和元年 5 月 1 7 日現在)

役 職 区 分		職 名	氏 名	備 考
委 員	学識経験者	東 海 学 園 大 学	み や け あ き ゆ き 三 宅 章 介	
		東 海 学 園 大 学	み や ざ き さ ち え 宮 崎 幸 恵	
		豊 田 工 業 高 等 専 門 学 校	さ と う ゆ う や 佐 藤 雄 哉	
	市議会議員	市 議 会 議 長	ふ じ か わ ひ と し 藤 川 仁 司	
	関係行政機関の職員	豊 田 警 察 署 長	あ ん ど う さ だ か ず 安 藤 定 一	
		豊 田 加 茂 建 設 事 務 所 長	み ち う ら し ん 道 浦 真	
	市内に住所を有する者	農 業 委 員 会 か ら 推 薦 を 得 た 市 民	い わ た の ぶ お 岩 田 信 男	
		商 工 会 か ら 推 薦 を 得 た 市 民	わ に べ か ね み ち 鰐 部 兼 道	
		公 募 に よ る 市 民	い し か わ い く お 石 川 育 生	
			す ず き と も よ 鈴 木 と も よ	

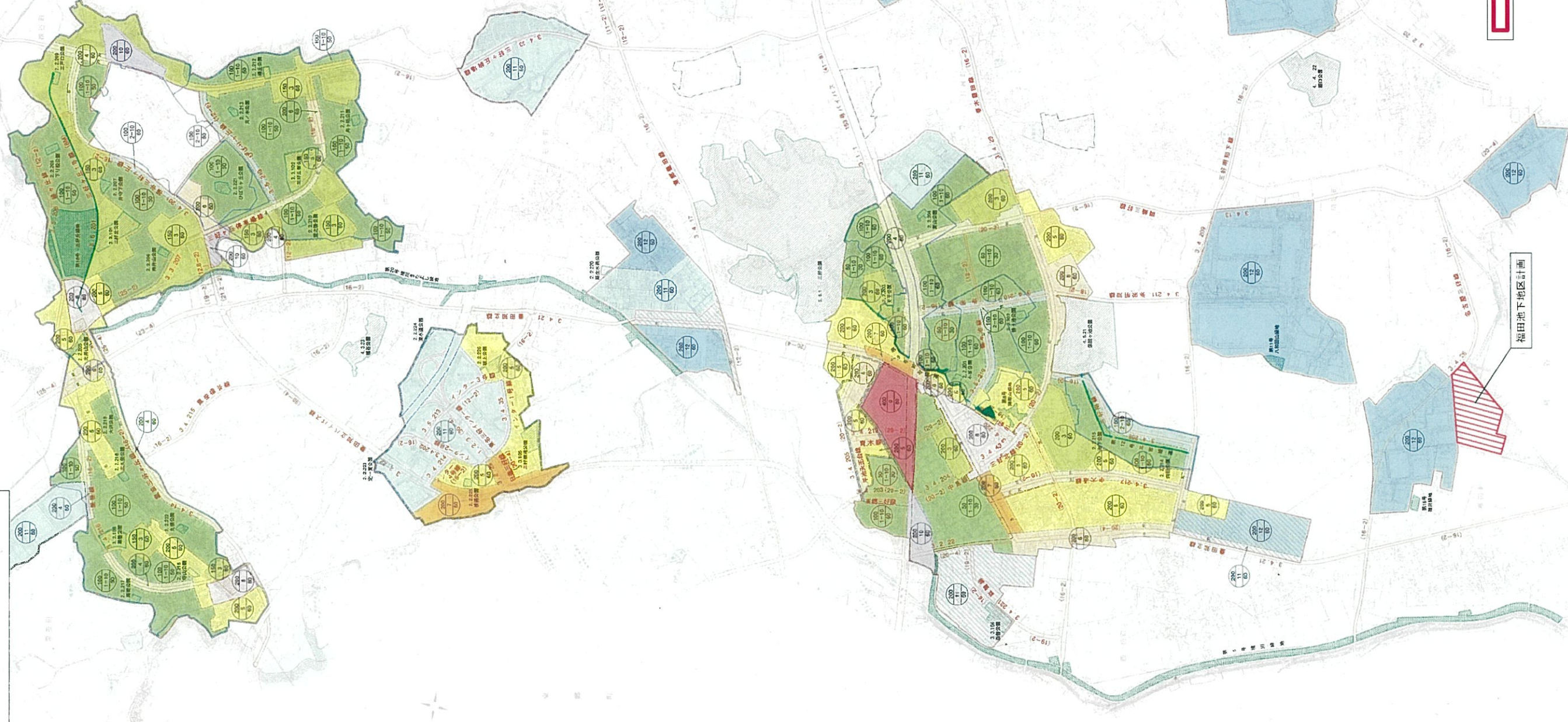
1 0 名

(参考：事務局)

都市建設部部長	柴田 浩
同上 次長兼都市計画課長	小嶋 誠
都市計画課主幹	舟橋 伸幸
都市計画課主任主査	鈴木 正康
都市計画課主任主査	加藤 公伯
都市計画課主任主査	小野 裕哉

豊田都市計画区域
みよし市都市計画図

總括圖 1/25,000



福田池下地区計画

地区計画を決定する区域

(注) 本図は一般参考図であるため、詳細については受取票及びびよし市の協賛用紙市計画図巻を参照して下さい。



豊田都市計画地区計画の決定（みよし市決定）

都市計画福田池下地区計画を次のように決定する。

名 称		福田池下地区計画				
位 置		みよし市福田町池下及び明知町割目池の各一部				
面 積		約 9.7ha（地区整備計画区域 約 8.5ha）				
地区計画の目標		本地区は、都市計画道路名古屋三好線の沿道であり、伊勢湾岸自動車道の豊田南 IC から北西へ約 5km、一般国道 153 号からは南へ約 4km と交通アクセスに優れている。 本地区計画は工業地区に隣接する本地区の適正かつ合理的な土地利用を図るとともに、地区周辺の良い都市環境を維持し、周辺の自然環境と調和した緑豊かな工業団地の形成を図ることを目標とする。				
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	周辺環境等への配慮を行うとともに、建築物等の規制・誘導を積極的に推進し、地域振興と地域整備とが一体となるよう調和のとれた土地利用を図る。				
	地区施設の整備の方針	周辺の自然環境に配慮した良好な工業生産環境を形成するため、周囲には緩衝緑地帯を配置する。また、効率的な土地利用に配慮した道路を配置するとともに、周辺の生活環境を維持保全するため調整池を整備する。				
	建築物等の整備の方針	周辺の自然環境と調和を図り、良好な工業地の維持・向上を図るため、土地利用の方針に従い、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限を行う。				
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	名称	幅員	延長	配置
			道路 1 号	9m	約 680m	計画図表示のとおり
		緑地	名称	面積	配置	
			緑地 1 号	約 5,900 m ²	計画図表示のとおり	
			緑地 2 号	約 8,500 m ²		
		公共施設	名称	面積	配置	
			調整池 1 号	約 5,200 m ²	計画図表示のとおり	

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	建築物の用途については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. カラオケボックス等 2. 神社、寺院、教会その他これに類するもの 3. 公衆浴場 4. 畜舎 5. 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（る）項第 1 号（20）から（22）までに定めるもの及び第 2 号に掲げるもの
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は 10m 以上としなければならない。ただし、管理（守衛）室及び自転車置場その他これらに類する用途に供し、軒の高さが、3.0m 以下で、かつ後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が 15 m²以内であるものを除く。
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物及び広告物の色彩及び形態は、周辺の景観と調和したものとする。
	土地の利用に関する事項		地区施設の緑地は、その用途以外に利用してはならない。また、地区施設の緑地の木竹は、伐採してはならない。ただし、次に掲げる行為はこの限りではない。 1. 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 2. 除伐、間伐、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採 3. 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 4. 仮植した木竹の伐採 5. 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採 6. 敷地への出入口、案内板等、施設の土地利用上、必要最小限のやむを得ない木竹の伐採

「区域、地区の区分及び地区施設」の配置は、計画図表示のとおり

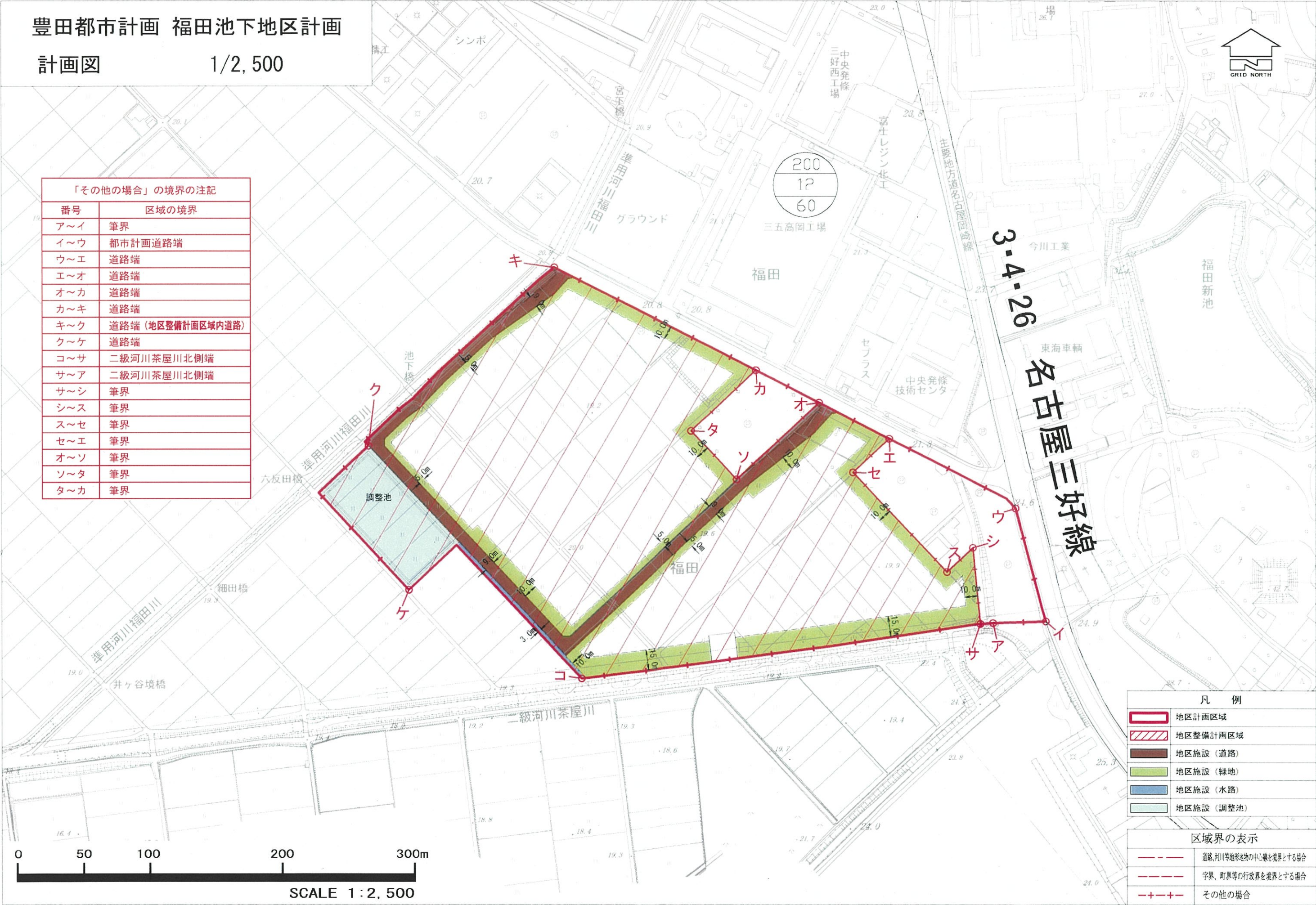
理 由

当地区は、周辺環境との調和に配慮した工業団地としての環境形成を図るため、地区計画を定めるものである。

豊田都市計画 福田池下地区計画
計画図 1/2,500



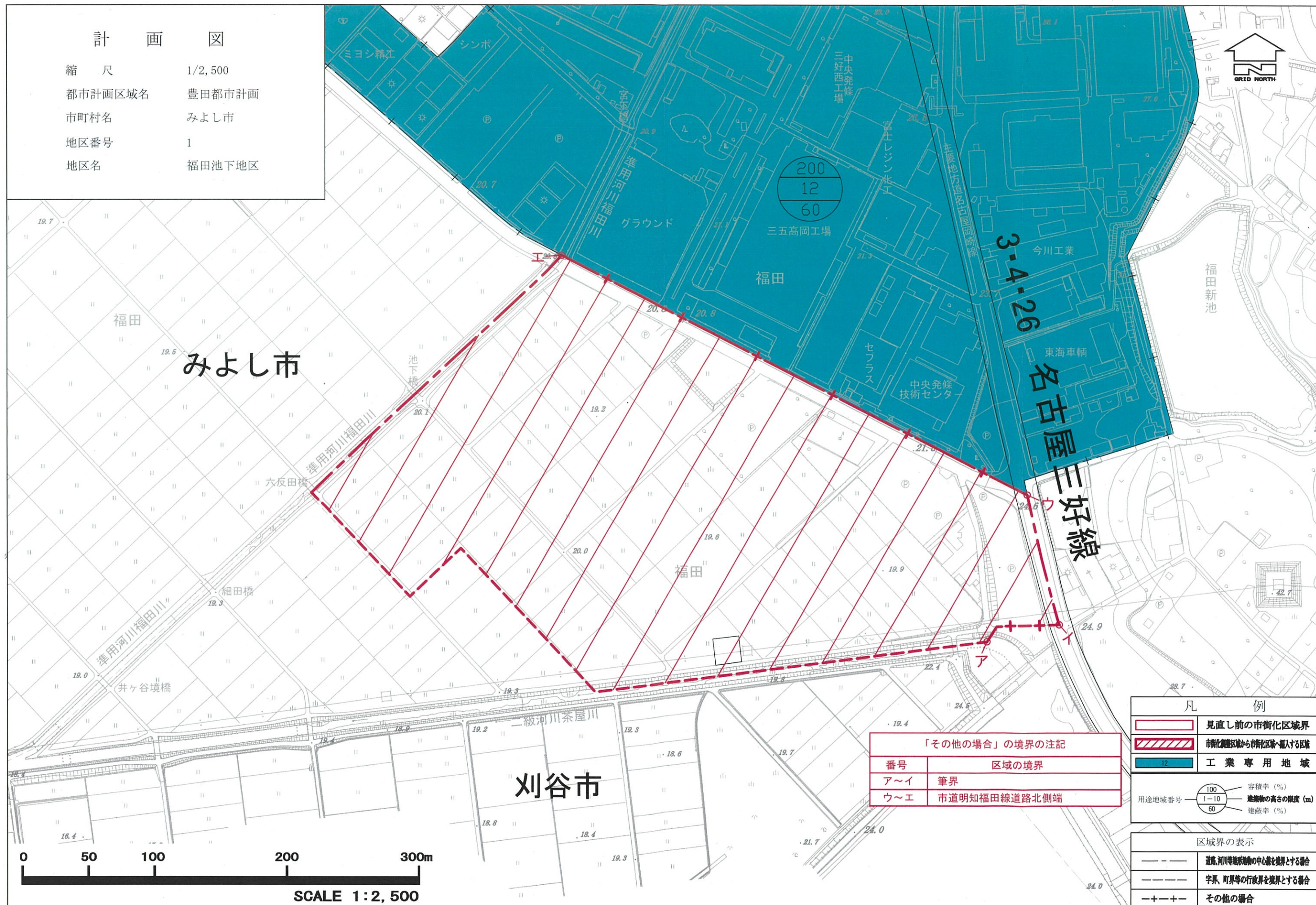
「その他の場合」の境界の注記	
番号	区域の境界
ア～イ	筆界
イ～ウ	都市計画道路端
ウ～エ	道路端
エ～オ	道路端
オ～カ	道路端
カ～キ	道路端
キ～ク	道路端 (地区整備計画区域内道路)
ク～ケ	道路端
コ～サ	二級河川茶屋川北側端
サ～ア	二級河川茶屋川北側端
サ～シ	筆界
シ～ス	筆界
ス～セ	筆界
セ～エ	筆界
オ～ソ	筆界
ソ～タ	筆界
タ～カ	筆界



凡 例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域
	地区施設 (道路)
	地区施設 (緑地)
	地区施設 (水路)
	地区施設 (調整池)
区域界の表示	
	道路、河川等地形地物の中心線を境界とする場合
	字界、町界等の行政界を境界とする場合
	その他の場合

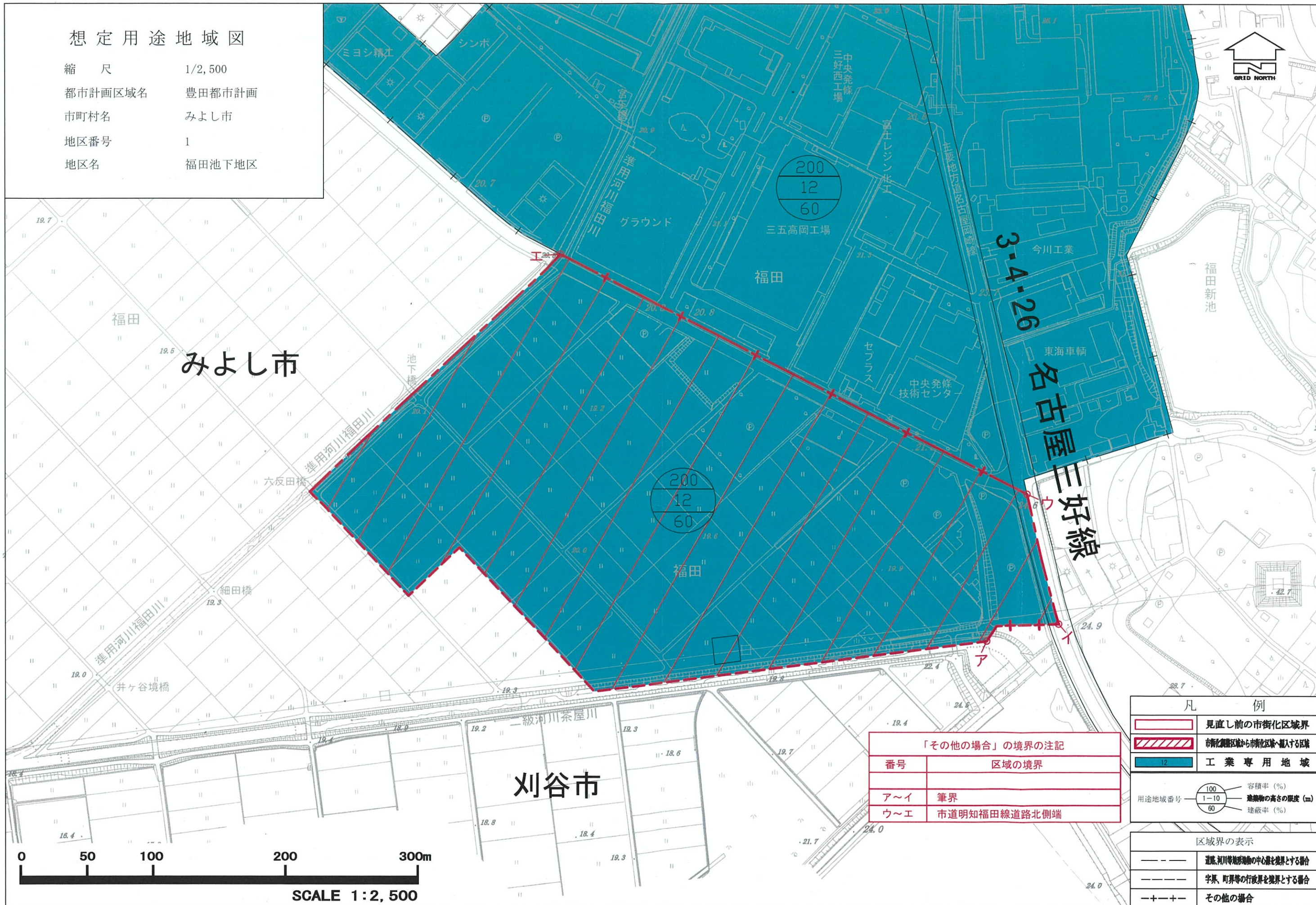
計 画 図

縮 尺	1/2, 500
都市計画区域名	豊田都市計画
市町村名	みよし市
地区番号	1
地区名	福田池下地区



想定用途地域図

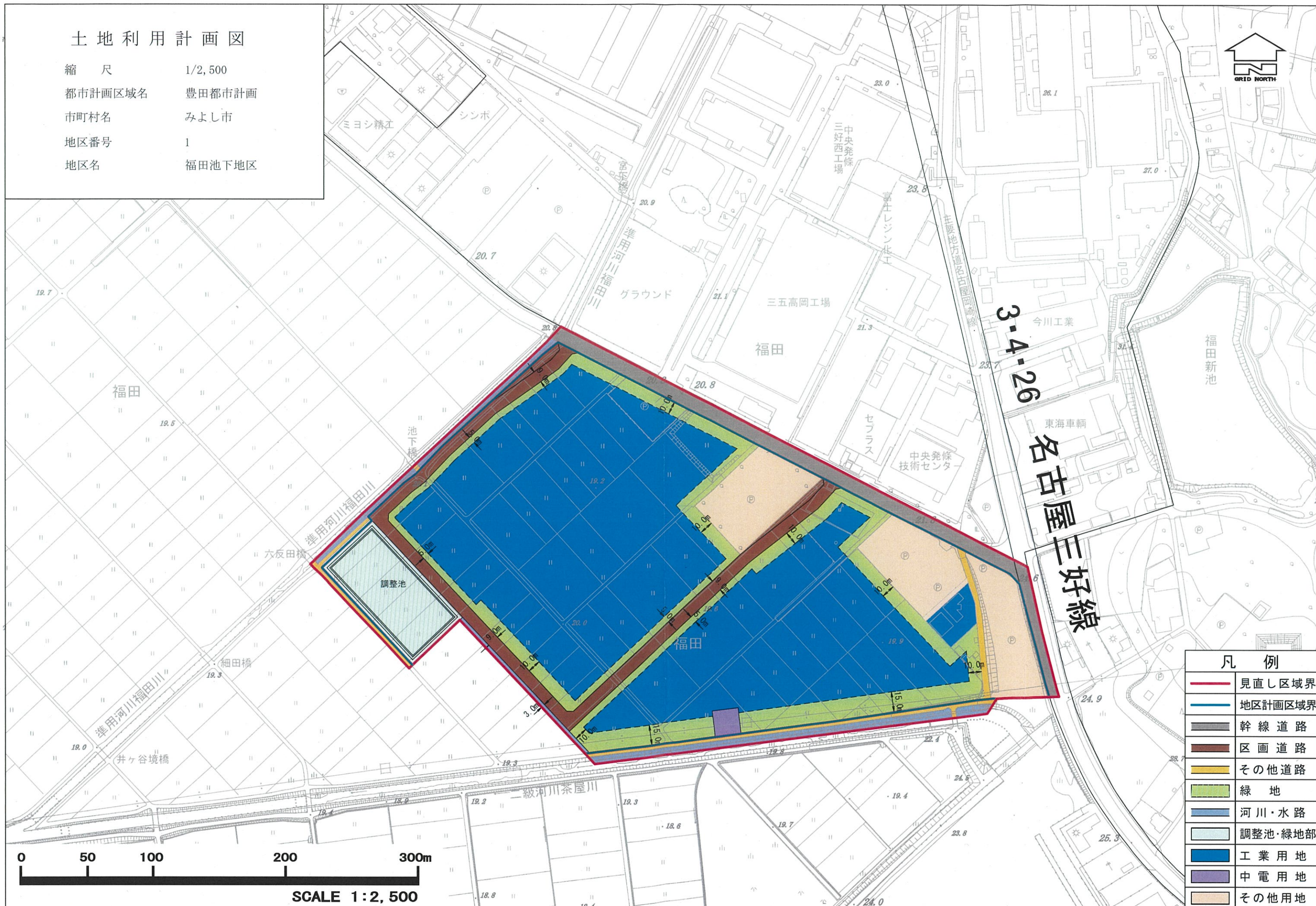
縮尺 1/2,500
 都市計画区域名 豊田都市計画
 市町村名 みよし市
 地区番号 1
 地区名 福田池下地区



凡 例	
	見直し前の市街化区域界
	市街化調整区域から市街化区域へ編入する区域
	工業専用地域
用途地域番号	100 容積率 (%) 1-10 建築物の高さの限度 (m) 60 建蔽率 (%)
区域界の表示	
	道路、河川等地形地物の中心線を境界とする場合
	字界、町界等の行政界を境界とする場合
	その他の場合

土地利用計画図

縮尺 1/2,500
 都市計画区域名 豊田都市計画
 市町村名 みよし市
 地区番号 1
 地区名 福田池下地区



凡 例	
	見直し区域界
	地区計画区域界
	幹線道路
	区画道路
	その他道路
	緑地
	河川・水路
	調整池・緑地部
	工業用地
	中電用地
	その他用地

豊田都市計画(みよし市)の概要



都市建設部 都市計画課

平成 31 年 3 月 31 日現在

目 次

I	みよし市の概要	
1	面積、人口、世帯数、人口密度の推移	1
II	都市計画区域	
1	都市計画区域	2
III	区域区分	
1	市街化区域及び市街化調整区域	3
IV	地域地区	
1	用途地域	4
2	特別用途地区	7
3	防火地域	8
4	準防火地域	8
5	生産緑地地区	9
V	地区計画	
1	地区計画	10
VI	都市施設	
1	交通施設（道路）	12
	（1）都市計画道路規模別表	
	（2）駅前交通広場の整備状況	
	（3）都市計画道路の整備状況	
2	公共空地（公園・緑地）	15
	（1）都市公園の整備状況	
	（2）都市緑地の整備状況	
	（3）人口1人当たりの公園等の面積	
3	処理施設（下水道）	18
	（1）下水道の整備状況	
	（2）下水道都市計画決定	
VII	市街地開発事業	
1	土地地区画整理事業	20
	（1）事業施行済地区	
	（2）事業施行中地区	
	（3）事業計画地区	
VIII	促進区域	
1	土地地区画整理促進区域	21

※ ここに掲載したデータは、特に断りのない限り 平成31年3月31日 現在のものです。

I みよし市の概要

1 面積、人口、世帯数、人口密度の推移

各年4月1日現在

年度	面積 (km ²)	人口※ (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km ²)	備考
明治 39 年度	32.20				三好村・苅生村・明越村合併
大正 9 年度	32.20				国勢調査の人口 6,175人
昭和 30 年度	32.20	8,978	1,657	279	国勢調査の人口 9,006人
昭和 33 年度	32.20	9,043	1,697	281	町制施行：昭和33年4月1日
昭和 35 年度	32.20	9,201	1,758	286	工場誘致奨励条例施行 国勢調査の人口 9,161人
昭和 40 年度	32.20	12,454	2,476	387	名古屋刑務所移転（40年1月） 国勢調査の人口 14,438人
昭和 45 年度	32.20	17,561	3,782	545	国勢調査の人口 19,734人
昭和 50 年度	32.20	23,381	6,154	726	国勢調査の人口 25,303人
昭和 55 年度	32.20	26,431	7,382	821	国勢調査の人口 28,552人
昭和 60 年度	32.20	28,083	8,023	872	国勢調査の人口 30,039人
平成 元年度	32.11	29,935	8,844	932	S63.10.1国土地理院の測量結果、 面積変更（豊田市との境界）
平成 2 年度	32.11	30,334	9,091	945	国勢調査の人口32,241人
平成 7 年度	32.11	37,567	12,055	1,170	国勢調査の人口39,920人
平成 12 年度	32.11	45,267	15,277	1,410	国勢調査の人口47,684人
平成 17 年度	32.11	53,340	18,798	1,661	国勢調査の人口 56,252 人
平成 21 年度	32.11	57,561	21,358	1,793	市制移行：平成 22 年 1 月 4 日
平成 22 年度	32.11	57,864	21,412	1,802	国勢調査の人口 60,098 人
平成 27 年度	32.19	59,885	22,700	1,860	国勢調査の人口 61,795 人
平成 28 年度	32.19	60,365	23,118	1,875	
平成 29 年度	32.19	60,860	23,541	1,891	
平成 30 年度	32.19	61,070	23,834	1,897	
平成 31 年度	32.19	61,153	24,141	1,900	

※人口は住民記録の値

※平成 27 年度における面積の変更は、平成 27 年 3 月 6 日に国土地理院が公表した「平成 26 年全国都道府県市区町村別面積調」における測量方法の変更による

Ⅱ 都市計画区域

1 都市計画区域

みよし市の都市計画区域は、昭和 39 年 6 月に町全域で当初決定され、その後、市町村の行政区域にとらわれずに広域的観点から都市計画を進めるため、昭和 44 年 12 月に豊田市と三好町を併せて豊田都市計画区域として定められ、現在に至っています。

決定の年月日	都市計画区域名	市町村	面積(ha)
昭和 39 年 6 月 10 日	三好町都市計画区域	三好町(行政区域の全域)	約 3,220
昭和 44 年 12 月 24 日	豊田都市計画区域	豊田市(行政区域の全部)	約 28,969
		三好町(行政区域の全域)	約 3,220
		計	約 32,189
平成 12 年 10 月 31 日	豊田都市計画区域	豊田市(行政区域の全部)	約 29,011
		三好町(行政区域の全域)	約 3,211
		計	約 32,222
平成 22 年 12 月 24 日	豊田都市計画区域	豊田市(行政区域の一部)	約 35,569
		みよし市(行政区域の全域)	約 3,211
		計	約 38,780

※ 豊田市の豊田都市計画区域は、平成 22 年 12 月 24 日の決定告示により旧藤岡町の藤岡都市計画区域を含め豊田都市計画区域として再編されました。

※ 豊田市の豊田都市計画区域は、平成 17 年 4 月 1 日に行われた市町村合併によって、行政区域の一部となっています。

※ 都市計画区域とは、実質的に一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域をもって都市計画区域として県が指定します。

(参考)

区分	決定変更の年月日	面積	備考
都市計画法の適用	昭和 39 年 6 月 10 日	3,220ha	行政区域の全域
都市計画区域の指定	昭和 44 年 12 月 24 日	3,220ha	豊田都市計画区域に編入
市街化区域の決定(当初)	昭和 45 年 11 月 24 日	410ha	
〃 の変更(最終変更)	平成 31 年 3 月 29 日	1,076ha	
用途地域の指定(当初)	昭和 46 年 2 月 15 日	410ha	
〃 の変更(最終変更)	平成 31 年 3 月 29 日 (愛知大学跡地地区・打越山ノ神地区・明知八和田山地区)	1,076ha	

Ⅲ 区域区分

1 市街化区域及び市街化調整区域※

みよし市では、昭和 45 年に市街化区域と市街化調整区域の区分が決定され、その後人口の増加、産業の発展、大規模開発などに対応するため、9 回の変更が行われ、現在にいたっています。

告示番号・年月日	種別	都市計画区域	市街化区域	主な地域
愛知県告示第 919 号 昭和 45 年 11 月 24 日	決定	約 3,220ha (100%)	約 410ha (13%)	水洗・新屋・東山畑・天王・ 油田・東山・弥栄・三好第 1・ 三好第 2・陣取山・蜂ヶ池・ 西中島・小坂・三好上・湯之 前・三好西・並木・半野木・ 西山・下山・高岡
愛知県告示第 194 号 昭和 54 年 3 月 2 日	変更	約 3,220ha (100%)	約 664ha (21%)	三好丘第 1・三好丘第 3・東 山（高校西）・福田
愛知県告示第 649 号 昭和 57 年 6 月 21 日	変更	約 3,220ha (100%)	約 752ha (23%)	三好丘第 2
愛知県告示第 390 号 昭和 59 年 4 月 4 日	変更	約 3,220ha (100%)	約 845ha (26%)	木之本中島・向田・上ヶ池・ 山ノ神・八和田山
愛知県告示第 150 号 平成 3 年 2 月 27 日	変更	約 3,211ha (100%)	約 901ha (28%)	阿弥陀堂・辰己山・森曾
愛知県告示第 362 号 平成 4 年 3 月 30 日	変更	約 3,211ha (100%)	約 982ha (30%)	根浦（特定保留解除）
愛知県告示第 860 号 平成 8 年 11 月 1 日	変更	約 3,211ha (100%)	約 996ha (31%)	ひばりヶ丘（特定保留解除）
愛知県告示第 383 号 平成 9 年 4 月 18 日	変更	約 3,211ha (100%)	約 1,044ha (32%)	青木・中島
愛知県告示第 861 号 平成 12 年 10 月 31 日	変更	約 3,211ha (100%)	約 1,057ha (32%)	黒笹工業・行政区境界の変更 上ヶ池（JA グリーンステーション）
愛知県告示第 217 号 平成 31 年 3 月 29 日	変更	約 3,219ha (100%)	約 1,076ha (33%)	愛知大学跡地・打越山ノ神・ 明知八和田山

※ 市街化区域とは、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。

市街化調整区域とは、市街化を抑制するべき区域です。

IV 地域地区

1 用途地域※

みよし市には、現在、下記の用途地域が指定されています。

種 類	面 積 (ha)	建 築 物 の 延 べ 面 積 の 敷 地 面 積 に 対 す る 割 合	建築物の建 築面積の敷 地面積に對 する割合	外壁の 後退距 離の限 度(m)	建築物の 敷地面積 の最低限 度 (㎡)	建 築 物 の 高 さ の 限 度 (m)	用途の 率(%)
第一種低層 住居専用地域	262						24.3
	34	5/10 以下	3/10 以下	—	—	10	(13.0)
	158	10/10 以下	5/10 以下	—	—	10	(60.3)
	70	10/10 以下	6/10 以下	—	—	10	(26.7)
第二種低層 住居専用地域	19	10/10 以下	6/10 以下	—	—	10	1.8
第一種中高層 住居専用地域	119						11.0
	78	15/10 以下	6/10 以下	—	—	—	(65.5)
	41	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	(34.5)
第二種中高層 住居専用地域	33	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	3.1
第一種 住居地域	132	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	12.3
第二種 住居地域	55	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	5.1
準住居地域	17	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.6
住居系小計	637						59.2
近隣商業地域	21	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	1.9
商業地域	13	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	1.2
商業系小計	34						3.1
準工業地域	12	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.1
工業地域	149	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	13.9
工業専用地域	244	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	22.7
工業系小計	405						37.7
合計	1,076						100.0

※ 用途地域とは、土地利用を具体的に定めるためのものであり、建築行為などを規制誘導することにより計画内容を実現していくもので、市街化区域には必ず用途地域が定められます。

用途地域による建築物の用途制限の概要

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおりの制限が行われます。

用途地域内の建築物の用途制限 建てられる用途 建てられない用途 ①、②、③、④、▲ 面積、階数等の制限あり		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ 2階以下 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、銀行の支店・損保代理店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ 2階以下 ③ 2階以下 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの						○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの								○	○	○			
事務所等	事務所等の床面積が1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの						○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館						▲	○	○	○	○	○			▲ 3000㎡以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場等					▲	○	○	○	○	○	○		▲ 3,000㎡以下
	カラオケボックス等						▲	▲	○	○	○	▲	▲	▲ 10,000㎡以下
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券、車券発売所等						▲	▲	○	○	○	▲		▲ 10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場							▲	○	○	○			▲ 客席200㎡未満
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等									○	▲			▲ 個室付浴場を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	巡査派出所、一定規模以下の郵便の業務の用に供する施設等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	病院			○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下
	自動車教習所					▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫(附属車庫を除く)			▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下
	※一団地の敷地内について別に制限あり													
	倉庫業倉庫							○	○	○	○	○	○	
	畜舎(15㎡を超えるもの)					▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり ▲ 2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					①	①	①	②	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場								②	②	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場										○	○	○	
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場											○	○	
	自動車修理工場					①	①	②	③	③	○	○	○	作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下 ③300㎡以下 原動機の制限あり
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量	量が非常に少ない施設												
		量が少ない施設												
		量がやや多い施設												
		量が多い施設												

注)本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。
この情報は、平成19年11月30日現在のものです。

(参考)

用途地域による建築物の用途制限の概要

平成31年4月1日現在

	用途地域	用途制限の概要
1	第一種低層住居専用地域	低層住宅の良好な環境を守るための地域です。 小規模な店舗や事務所を兼ねた住宅や小中学校などが建てられます。
2	第二種低層住居専用地域	主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。 小中学校のほか、150 m ² までの一定の店舗などが建てられます。
3	第一種中高層住居専用地域	中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。 病院、大学、500 m ² までの一定の店舗などが建てられます。
4	第二種中高層住居専用地域	主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。 病院、大学などのほか、1,500 m ² までの一定の店舗や事務所などが建てられます。
5	第一種住居地域	住居の環境を守るための地域です。 3,000 m ² までの店舗、事務所、ホテルなどが建てられます。
6	第二種住居地域	主に住居の環境を守るための地域です。 店舗、事務所、ホテル、ぱちんこ屋、カラオケボックスなどが建てられます。
7	準住居地域	道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。
8	田園住居地域	農地と調和した低層住宅の良好な環境を守るための地域です。 第一種低層住居専用地域に建築可能な建築物のほか、農業関連の建築物が建てられます。
9	近隣商業地域	近隣の住民が日用品の買物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域です。 住宅や店舗のほかに小規模の工場が建てられます。
10	商業地域	銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域です。 住宅や小規模の工場が建てられます。
11	準工業地域	主に軽工業を行う工場等の環境悪化の恐れがない工場の業務の利便を図る地域です。 危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。
12	工業地域	主として工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられます。 住宅や店舗は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。
13	工業専用地域	専ら工業の業務の利便の増進を図る地域です。 どんな工場でも建てられますが、住宅、店舗、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

2 特別用途地区※

みよし市には、特定業種の集団化、専用化を図るため、昭和 55 年に特別工業地区が指定され、その後工業団地の造成等に伴い 3 回の変更を行っています。

告示番号・年月日	種別	種類【主な内容】	面積	主な地域
三好町告示第 37 号 昭和 55 年 4 月 7 日	決定	特別工業地区(工業地域) 【専用住宅(新築)の禁止】	約 4ha	半野木(約 4ha)
		特別工業地区(工業専用地域) 【重化学工業の禁止】	約 17ha	半野木(約 17ha)
		計	約 21ha	
三好町告示第 64 号 昭和 60 年 5 月 13 日	変更	特別工業地区(工業地域) 【専用住宅(新築)の禁止】	約 8ha	半野木(約 3ha) 川岸当(約 5ha)
		特別工業地区(工業専用地域) 【重化学工業の禁止】	約 14ha	半野木(約 14ha)
		計	約 22ha	
三好町告示第 26 号 昭和 63 年 9 月 30 日	変更	特別工業地区(準工業地域) 【工業の業種、業態の制限】	約 2ha	三好丘(約 2ha)
		特別工業地区(工業地域) 【専用住宅(新築)の禁止】	約 8ha	半野木(約 3ha) 川岸当(約 5ha)
		特別工業地区(工業専用地域) 【重化学工業の禁止】	約 14ha	半野木(約 14ha)
		計	約 24ha	
三好町告示第 3 号 平成 10 年 3 月 27 日	変更	特別工業地区(準工業地域) 【工業の業種、業態の制限】	約 2ha	三好丘(約 2ha)
		特別工業地区(工業地域) 【専用住宅(新築)の禁止】 【住宅、共同住宅の禁止】	約 31ha	半野木(約 3ha) 川岸当(約 5ha) 森曾(23ha)
		特別工業地区(工業専用地域) 【重化学工業の禁止】	約 14ha	半野木(約 14ha)
		計	約 47ha	
みよし市告示第 41 号 平成 22 年 12 月 24 日	変更	決定権者の変更(三好町から みよし市)	約 47ha	

※ 特別用途地区とは、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区です。

3 防火地域※

みよし市三好町青木及び前田の各一部の商業集積地区等において、従前の近隣商業地域を商業地域に用途を変更することに伴い、土地利用度及び建築密度の高い区域における建築物の不燃化を促進するために、平成 28 年に防火地域を指定しています。

告示番号・年月日	種別	地区名	面積(合計)	主な地域
みよし市告示第 49 号 平成 28 年 6 月 24 日	決定	三好青木地区	約 13.1ha (13ha)	青木、前田

※ 防火地域とは、市街地における火災の危険を防除するため定める地域です。

(規制概要：建物の規模に応じ耐火又は準耐火構造にする必要があります。)

なお、愛知県内の都市計画区域の全域(防火地域及び準防火地域に指定された区域を除く。)は、建築基準法第 22 条の規定による建築物の屋根を不燃材料で造り又は吹かなければならない区域(22 条区域)として指定されています。

4 準防火地域※

みよし市には、建築物の不燃化を促進することにより都市防災の促進を図り安全な市街地の形成を進めるために、昭和 47 年に準防火地域が指定され、その後市街地の拡大に伴い、また平成 28 年における近隣商業地域から商業地域への変更により 7 回の変更を行っています。

告示番号・年月日	種別	地区名	面積(合計)	主な地域
愛知県告示第 975 号 昭和 47 年 11 月 29 日	決定	三好上地区	約 2.0ha (2ha)	上、木之本、出口、湯之前
三好町告示第 3 号 昭和 58 年 3 月 3 日	変更	湯之前地区	約 12.1ha (14ha)	湯之前、中島、出口、小坂、陣取山
三好町告示第 63 号 昭和 60 年 5 月 13 日	変更	小坂地区	約 6.5ha (21ha)	小坂、中島、出口、溝ノ上
三好町告示第 3 号 昭和 62 年 2 月 20 日	変更	三好ヶ丘第一地区	約 4.3ha (25ha)	三好ヶ丘駅周辺
三好町告示第 2 号 平成 3 年 2 月 27 日	変更	三好ヶ丘第三地区	約 3.7ha (29ha)	黒笹駅周辺
三好町告示第 9 号 平成 9 年 4 月 18 日	変更	商業集積地区	約 12.9ha (42ha)	青木、前田
みよし市告示第 40 号 平成 22 年 12 月 24 日	変更	市制施行により決定権者、住所の変更	約 42ha	
みよし市告示第 49 号 平成 28 年 6 月 24 日	変更	商業集積地区の防火地域への変更	▲約 13.1ha (29ha)	青木、前田

※ 準防火地域とは、防火地域と同様に市街地における火災の危険を防除するため定める地域です。

(規制概要：建物の規模に応じ耐火又は準耐火構造にする必要があります。)

5 生産緑地地区※

みよし市は、市制移行に伴い市街化区域内の農地を宅地化する農地と保全する農地に区分し、良好な都市環境の形成を図るため、平成 22 年に生産緑地地区を指定し、その後追加申し出に伴う変更を行っています。

告示番号・年月日	種別	土地の区域	面積(合計)	備考
みよし市告示第 23 号 平成 22 年 5 月 31 日	決定	三好ヶ丘旭一丁目地内	約 0.10ha (0.10ha)	
みよし市告示第 58 号 平成 23 年 12 月 1 日	変更	三好町弥栄地内	約 0.52ha (0.63ha)	

※ 生産緑地地区とは、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として指定する地区です。

V 地区計画

1 地区計画

みよし市では、建築物及び建築物の敷地の秩序化を通じて、良好な居住環境の形成を促すとともに開発事業等の効果の維持保全を図るために、平成9年の三好中島地区及び三好青木地区をはじめとし、現在までに12地区で地区計画を決定しています。

名称	決定告示※	計画地区の区分	面積 (ha)
三好青木地区計画	H9. 4. 18 町第 11 号 H11. 7. 7 町第 16 号 H22. 12. 24 市第 56 号 H28. 6. 24 市第 47 号	商業集積地区	約 9. 2ha
		沿道商業地区	約 0. 3ha
		計	約 9. 5ha
三好中島地区計画	H9. 4. 18 町第 10 号 H11. 7. 30 町第 19 号 H22. 12. 24 市第 55 号 H27. 1. 23 市第 63 号 H29. 6. 22 市第 50 号	住宅地区	約 15. 9ha
		住商共存地区	約 2. 2ha
		沿道サービス地区A	約 4. 3ha
		沿道サービス地区B	約 0. 8ha
		沿道サービス地区C	約 1. 8ha
		工業地区	約 4. 6ha
		計	約 29. 6ha
みなよし台地区計画	H12. 10. 31 町第 18 号 H22. 12. 24 市第 49 号	低層住宅地区	約 4. 6ha
		沿道利用地区	約 0. 5ha
		計	約 5. 1ha
三好黒笹研究開発工業団地地区計画	H12. 10. 31 町第 19 号 H22. 12. 24 市第 50 号	A地区	約 5. 8ha
		B地区	約 10. 9ha
		計	約 16. 7ha
三好根浦地区計画	H16. 4. 2 町第 11 号 H22. 12. 24 市第 51 号	A地区	約 19. 6ha
		B地区	約 12. 3ha
		C-1地区	約 9. 1ha
		C-2地区	約 38. 0ha
		計	約 79. 0ha
三好石坂地区計画	H16. 8. 3 町第 33 号 H22. 12. 24 市第 53 号	全域	約 7. 4ha
三好蒔生辰己山地区計画	H16. 4. 2 町第 10 号 H20. 12. 15 町第 42 号 H22. 12. 24 市第 54 号	A地区	約 19. 7ha
		B地区	約 8. 6ha
		計	約 28. 3ha
打越三本松地区計画	H20. 12. 15 町第 43 号 H22. 12. 24 市第 52 号	全域	約 1. 2ha

名称	決定告示※	計画地区の区分	面積 (ha)
南台地区計画	H24. 3. 1 市第 4 号	全域	約 5. 7ha
みよし打越山ノ神地区計画	H27. 9. 25 市第 50 号	全域	約 2. 4ha
三好中部地区計画	H28. 6. 24 市第 48 号	A地区	約 3. 7ha
		B地区	約 8. 3ha
		計	約 12. 0ha
愛知大学跡地地区計画	H29. 9. 28 市第 71 号	全域	約 19. 9ha

※決定告示は、計画決定、変更の順。H22. 12. 24 は、市制施行に伴う決定権者・住所の変更。

VI 都市施設

1 交通施設（道路）

みよし市の都市計画道路は、市街地の拡大、人口の増加及び自動車交通の増大等に対応するために変更を重ね、現在、36 路線、約 69 km に及び、改良済延長率は、約 79.8% になっています。

（1）都市計画道路規模別表

区分	規模（幅員）	路線数	計画延長	改良済延長	整備率
1（自動車専用道路）	2（ $30\text{m} \leq W < 40\text{m}$ ）	1	860m	860m	100.0
3（幹線街路）	1（ $40\text{m} \leq W$ ）	1	3,350m	3,350m	100.0
	2（ $30\text{m} \leq W < 40\text{m}$ ）	3	3,410m	3,410m	100.0
	3（ $22\text{m} \leq W < 30\text{m}$ ）	3	2,810m	1,850m	65.8
	4（ $16\text{m} \leq W < 22\text{m}$ ）	28	51,150m	39,190m	76.6
	5（ $12\text{m} \leq W < 16\text{m}$ ）	5	5,330m	4,400m	82.6
8（特殊街路）	6（ $8\text{m} \leq W < 12\text{m}$ ）	1	1,500m	1,500m	100.0
計		36※	68,410m	54,560m	79.8

※ 複数の規模（幅員）を有する路線があるため、区分毎路線数の和は計と一致しません。

（2）駅前広場※¹の整備状況

名称	面積	鉄道名	整備状況	都市計画道路名	告示番号・年月日※ ²
黒笹駅前交通広場	約 5,000 m ²	名古屋鉄道 豊田線	整備済	3・4・216 黒笹線	愛知県告示第 1306 号 昭和 54 年 12 月 21 日 みよし市告示第 39 号 平成 22 年 12 月 24 日
三好ヶ丘駅前交通広場	約 6,000 m ²	名古屋鉄道 豊田線	整備済	3・3・207 三好ヶ丘停車場 線	愛知県告示第 1306 号 昭和 54 年 12 月 21 日 みよし市告示第 39 号 平成 22 年 12 月 24 日

※¹ 駅前広場は、多様な都市交通の中にあつて、鉄道とバス、タクシー、自動車、二輪車、徒歩等の他の交通手段との乗り継ぎを安全・円滑に行う交通結節機能を基本とし、原則として鉄道駅には駅前広場を設けます。

※² 決定告示は、上段が当初決定、下段が最終決定。

(3) 都市計画道路の整備状況

名称		諸元(m・車線)		みよし市全域 (m・%)		
番号	路線名	幅員	車線数	計画延長	改良済延長	整備率
1・2・3	東名三好インター線	30	4	860	860	100.0
3・1・1	153号バイパス	41	8	3,350	3,350	100.0
3・2・20	豊田刈谷線	30	4	810	810	100.0
3・2・22	豊田知立バイパス線	20～30	4	3,040	3,040	100.0
3・2・28	日進三好線	30	4	210	210	100.0
3・3・207	三好ヶ丘停車場線	16～25	2	2,410	2,410	100.0
3・4・13	岡崎三好線	16～20	2	3,920	3,920	100.0
3・4・14	黒笹三好ヶ丘線	16～25	2, 4	2,340	2,020	86.3
3・4・17	東郷豊田線	12～16	2	2,680	0	0
3・4・21	豊田知立線	16～25	2, 4	9,800	7,970	81.3
3・4・26	名古屋三好線	16	2	2,840	1,400	49.3
3・4・29	春木豊田線	16～20	2	4,230	2,090	49.4
3・4・33	三好ヶ丘駒場線	16	2	7,680	5,910	77.0
3・4・35	インター1号線	16	2	910	910	100.0
3・4・43	三好北線	20	2	360	360	100.0
3・4・201	福谷三好ヶ丘線	16	2	1,850	1,850	100.0
3・4・202	インター2号線	16	2	720	720	100.0
3・4・203	東郷三好線	20	2	340	0	0
3・4・204	中島線	20	2	410	410	100.0
3・4・205	平池天王台線	20	2	1,210	460	38.0
3・5・206	緑ヶ丘線	12	2	1,450	1,450	100.0
3・4・208	三好南線	16	2	1,510	1,510	100.0
3・4・209	三好明知下線	16	2	2,760	2,760	100.0
3・4・210	弥栄線	16	2	770	770	100.0
3・4・211	弥栄明知線	18	2	770	770	100.0
3・4・212	青木線	20	2	320	320	100.0
3・4・214	インター4号線	16	2	200	200	100.0
3・4・215	黒笹福谷線	16	2	1,640	0	0
3・4・216	黒笹線	16	2	1,910	1,910	100.0
3・4・217	中大通線	16	2	1,090	1,090	100.0
3・4・220	三好中央線	18	2	320	0	0
3・4・221	森曾線	16～19	2	830	530	63.9
3・5・213	インター3号線	12	2	600	600	100.0
3・5・218	蜂ヶ池線	12～20	2	1,450	1,130	77.9
3・5・219	ひばりヶ丘線	12	2	1,320	1,320	100.0
8・6・201	三好ヶ丘1号線	8	—	1,500	1,500	100.0
計	36路線			68,410	54,560	79.8

(参考)

施設の種類	種別	内容
自動車専用道路		高速性の確保、大量の交通を処理するため、特に自動車専用道路として計画される道路で、全国的高速道路網である都市間高速道路と大都市内の都市高速道路がその代表的なものである。
幹線街路	主要幹線道路	県内通過交通や都市間交通等の方向性を有する比較的長い距離の交通を分担し、下位の道路への不要な交通の進入を軽減し、かつ自都市と他都市を効率的に連絡する道路で、県内の骨格的ネットワークとして位置づけられる道路。
	都市幹線道路	主要幹線道路あるいは都市内の主要な交通発生集中源を結び、都市の骨格を形成する道路で、都市内交通の内、比較的長い距離の交通需要に対応する道路。
	地区幹線道路	近隣住区の外側を形成し、地区内の幹線的機能を有する道路。
	補助幹線道路	区画街路の交通を集め、地区幹線道路に連絡する道路。
区画街路		近隣住区等の地区における街区を形成し、また沿道宅地へのサービスを目的として配置される街路。
特殊街路	歩行者専用道 自転車道 自転車歩行者道	歩行者、自転車又は自転車及び歩行者のそれぞれの交通の用に供する道路。
	都市モノレール専用道等	都市モノレール等の交通の用に供する道路。
	路面電車道	路面電車の交通の用に供する道路。

番号の付し方

【区分】	【規模】	【一連番号】
------	------	--------

【区分】	1 自動車専用道路
	3 幹線街路
	7 区画街路
	8 特殊街路のうち歩行者、自転車又は歩行者及び自転車専用道
	9 特殊街路のうち都市モノレール専用道等
	10 特殊街路のうち路面電車道
【規模】 幅員※により次のとおりとする。	1 40m以上のもの
	2 30m以上 40m未満のもの
	3 22m以上 30m未満のもの
	4 16m以上 22m未満のもの
	5 12m以上 16m未満のもの
	6 8m以上 12m未満のもの
	7 8m未満のもの
【一連番号】	都市計画区域ごとに、区分ごとに一連番号を付す。

※ 幅員とは、車道、歩道、分離帯等の幅員構成を含めた有効幅員をいいます。

2 公共空地（公園・緑地）

みよし市の都市計画公園・緑地は、昭和 42 年 9 月に三好公園等が決定されて以来、人口の増加等に伴い追加変更を行い、現在では公園 37 か所、約 113ha、緑地 8 か所、約 38ha の計画決定がされています。

（1）都市公園の整備状況

名称			面積		
区分(箇所数)	番号	公園名	計画(ha)	供用(ha)	整備率(%)
総合公園(1)	5・6・1	三好公園	70.40	15.57	22.1
地区公園(3)	4・5・21	保田ヶ池公園	13.30	11.80	88.7
	4・4・22	細口公園	7.00	7.00	100.0
	4・3・23	福谷公園	3.90	0	0
近隣公園(5)	3・3・101	三好丘公園	2.80	2.80	100.0
	3・3・102	三好丘桜公園	3.80	3.80	100.0
	3・3・103	黒笹公園	1.50	1.50	100.0
	3・3・104	森曾公園	1.30	1.30	100.0
	3・3・105	三好根浦公園	1.10	1.10	100.0
街区公園(28)	2・2・201	小坂公園	0.27	0.27	100.0
	2・2・202	蜂ヶ池公園	0.24	0.24	100.0
	2・2・203	天王公園	0.47	0.46	97.8
	2・2・204	東山公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・205	北井山公園	0.30	0.30	100.0
	2・2・206	南井山公園	0.26	0.26	100.0
	2・2・207	井守下公園	0.35	0.35	100.0
	2・2・208	下り松公園	0.32	0.32	100.0
	2・2・209	三戸口公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・210	堂之後公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・211	舟ヶ峪公園	0.30	0.30	100.0
	2・2・212	緑丘公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・213	貝ノ木公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・214	向田公園	0.29	0.29	100.0
	2・2・215	池下公園	0.29	0.29	100.0
	2・2・216	寺山公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・217	馬堤公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・218	広久伝公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・219	大沢公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・220	筋生水洗公園	0.20	0	0
	2・2・221	ひばりヶ丘公園	0.51	0.51	100.0
	2・2・222	丸根公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・223	定一貫公園	0.22	0.22	100.0
	2・2・224	清水道公園	0.21	0.21	100.0
	2・2・225	根浦公園	0.20	0.20	100.0
	2・2・226	坂上公園	0.52	0.52	100.0
	2・2・227	三好中部1号公園	0.23	0	0
	2・2・228	三好中部2号公園	0.13	0	0
計(37)			112.91	52.11	46.2

(2) 都市緑地の整備状況

名称			面積		
区分(箇所数)	番号	緑地名	計画(ha)	供用(ha)	整備率(%)
緑地(6)	第5号	境川緑地	13.90	5.22	37.5
	第8号	陣取山緑地	0.64	0.64	100.0
	第10号	三好丘緑地	8.80	8.80	100.0
	第11号	八和田山緑地	0.62	0.62	100.0
	第16号	福田緑地	0.33	0.33	100.0
	第20号	境川きたよし緑地	11.70	0	0
緑道(2)	第9号	前田緑道	1.37	1.19	86.9
	第12号	三吉緑道	0.31	0.31	100.0
計		8か所	37.67	17.11	45.42

(3) 人口1人当たりの公園等の面積

区分	計画決定面積	1人当たりの面積	供用開始面積	1人当たりの面積
公園	112.91ha	18.5m ²	52.11ha	8.5m ²
緑地	37.67ha	6.2m ²	17.11ha	2.8m ²
全体	150.58ha	24.6m ²	69.22ha	11.3m ²

人口：61,153 人 (H31.4.1現在)

(参考) 都市公園法施行令第2条

施設の種類	種別	内容
公 園	街区公園	主に街区内に居住する者の利用を目的とする公園 標準面積 0.25ha/か所
	近隣公園	主に近隣に居住する者の利用を目的とする公園 標準面積 2ha/か所
	地区公園	主に歩行圏域内に居住する者の利用を目的とする公園 標準面積 4ha/か所
	総合公園	主に市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用を目的とする公園 <u>住民が容易に利用できる位置に配置、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定める(a)</u>
	運動公園	主に運動を目的とする公園 上記(a)
	広域公園	市町村の区域を超える広域の利用を目的とする公園 上記(a)
	特殊公園	風致公園 主に風致の享受を目的とする公園 自然条件に応じ適切に配置
		動植物公園 動物公園、植物公園、歴史公園、その他特殊な利用を目的とする公園 都市規模に応じて適切に配置
緑 地	都市緑地、緩衝緑地、緑道、河川敷緑地	その存在機能により都市環境の改善、安全性の向上、都市景観の増進等を目的とするため設ける公共空地

番号の付し方

【区分】	【規模】	【一連番号】
------	------	--------

【区分】	2	街区公園
	3	近隣公園
	4	地区公園
	5	総合公園
	6	運動公園
	7	特殊公園 [風致公園]
	8	特殊公園 [動物公園・植物公園・歴史公園・その他]
	9	広域公園
【規模】 面積により次のとおりとする。	2	1ha 未満のもの
	3	1ha 以上 4ha 未満のもの
	4	4ha 以上 10ha 未満のもの
	5	10ha 以上 50ha 未満のもの
	6	50ha 以上 300ha 未満のもの
	7	300ha 以上のもの
【一連番号】	街区公園、近隣公園、地区公園については、都市計画区域の都市ごとの一連番号を付す。その他の公園は、都市計画区域ごとの一連番号を付す。	

3 処理施設（下水道）

みよし市の下水道は、県施行の境川流域下水道の関連市町として位置付けられ、新市街地開発地域については昭和 59 年度から単独公共下水道にて事業着手し、その後、昭和 62 年度より既成市街地の下水道整備のために流域関連公共下水道に事業着手し、平成 8 年 11 月に供用開始しました。

（1）下水道の整備状況

事業名	地区名	計画面積 (ha)	整備済面積 (ha)	整備率 (%)
公共下水道 (下水道法事業認可区域)	既成市街地	564	412	73.0
	三好根浦	80	79	98.8
	三好ヶ丘	226	226	100.0
	黒笹(三好ヶ丘第三)	88	88	100.0
	三好西部	73	61	83.6
	黒笹	43	22	51.2
	井ノ花	38	31	81.6
	打越	22	0	0.0
小計		1,134	919	81.0
農業集落排水事業	明知	101	101	100.0
	打越	80	80	100.0
	東山	23	23	100.0
	新田根浦	36	36	100.0
	福谷	61	61	100.0
	苅生	67	67	100.0
	福田	22	22	100.0
小計		390	390	100.0
コミュニティ・プラ ント事業	平池・明知上・南台	24	24	100.0
小計		24	24	100.0
市全体		1,548	1,333	86.1

(2) 下水道都市計画決定

告示番号・年月日	内容
昭和 46 年 1 月 12 日	当初決定。 市街化区域 406.1ha の都市計画決定を行う。
三好町告示第 70 号 昭和 59 年 8 月 6 日	市街化区域 713.0ha の都市計画決定を行う。
三好町告示第 3 号 平成 2 年 2 月 23 日	上ヶ池貯留地の廃止。 管渠位置及び区域の変更。
三好町告示第 9 号 平成 6 年 8 月 19 日	市街化区域 859.0ha の都市計画決定を行う。 排水区域 100ha 未満の幹線管渠の廃止。
三好町告示第 16 号 平成 13 年 10 月 3 日	市街化区域 902.0ha の都市計画決定を行う。 排水区域 1,000ha 未満の幹線管渠の廃止。
三好町告示第 8 号 平成 21 年 2 月 4 日	市街化区域 918.0ha の都市計画決定を行う。
愛知県告示第 793 号 みよし市告示第 44 号 平成 22 年 12 月 24 日	市制施行に伴う決定権者、住所の変更。
みよし市告示第 51 号 平成 25 年 11 月 28 日	市街化区域 926.0ha の都市計画決定を行う。 福田第 2 雨水ポンプ場の追加。
みよし市告示第 39 号 平成 30 年 7 月 5 日	三好ヶ丘第 4 中継ポンプ場の廃止。

VII 市街地開発事業

1 土地区画整理事業

みよし市では、昭和 46 年から良好な住宅環境等の整備をするため、土地区画整理事業を積極的に行い、現在、8 地区が完了し、1 地区が施行中です。市街化区域の約 44%に当たる区域が整備済みであり、約 1%に当たる区域が整備中です。

(1) 事業施行済地区

地区名	面積 (ha)	事業認可年月日 換地処分年月日	事業年度	施行者
三好第一地区	24.0	昭和 46 年 7 月 26 日 昭和 50 年 10 月 31 日	昭和 46 年度～ 昭和 50 年度	組合
三好第二地区	29.9	昭和 54 年 6 月 25 日 昭和 62 年 4 月 20 日	昭和 54 年度～ 昭和 62 年度	組合
三好ヶ丘第一地区	125.6	昭和 56 年 9 月 26 日 平成 5 年 4 月 30 日	昭和 56 年度～ 平成 5 年度	独立行政法人 都市再生機構
三好ヶ丘第二地区	88.1	昭和 59 年 8 月 4 日 平成 7 年 2 月 10 日	昭和 59 年度～ 平成 6 年度	独立行政法人 都市再生機構
三好中央地区	19.3	昭和 62 年 11 月 26 日 平成 7 年 2 月 10 日	昭和 62 年度～ 平成 7 年度	組合
三好ヶ丘中央地区	15.7	平成 9 年 3 月 7 日 平成 14 年 11 月 1 日	平成 8 年度～ 平成 14 年度	独立行政法人 都市再生機構
三好ヶ丘第三地区	88.0	昭和 59 年 11 月 21 日 平成 23 年 5 月 6 日	平成 59 年度～ 平成 24 年度	組合
三好根浦地区	75.8	平成 5 年 2 月 26 日 平成 27 年 5 月 15 日	平成 4 年度～ 平成 27 年度	組合
計	466.4			

(2) 事業施行中地区

地区名	面積 (ha)	事業認可年月日 換地処分年月日	事業計画年度	施行者
三好中部地区	12.0	平成 24 年 3 月 23 日 —	平成 23 年度～ 令和 3 年度	組合
計	12.0			

(3) 事業計画地区

地区名	面積 (ha)
三好中部地区（平池の一部）	5.2
計	5.2

VIII 促進区域

1 土地区画整理促進区域

みよし市では、無秩序な市街化を防止し、健全な市街地を誘導するために、昭和54年の三好ヶ丘第一土地区画整理促進区域をはじめ、5区域の土地区画整理促進区域を決定しています。

告示番号・年月日	内容	面積	備考
三好町告示第 68 号 昭和 54 年 12 月 21 日	三好ヶ丘第一土地区画 整理促進区域の決定	約 125.7ha	八兵、北井山、南井山、 井守下、上三戸口、下り 松
三好町告示第 68 号 昭和 54 年 12 月 21 日	三好ヶ丘第三土地区画 整理促進区域の決定	約 87.3ha	三本木、縄手上、西新田、 清水、原山、大力池下、 大力池上、寺山、馬堤、 丸根、伊保道、広久伝、 大澤、西ノ洞、四反田、 八兵
三好町告示第 4 号 昭和 62 年 2 月 20 日	三好ヶ丘第三土地区画 整理促進区域の変更	約 88.3ha	
みよし市告示第 47 号 平成 22 年 12 月 24 日	市制施行に伴う決定権 者、住所の変更		
三好町告示第 84 号 昭和 57 年 10 月 4 日	三好ヶ丘第二土地区画 整理促進区域の決定	約 88.1ha	貝ノ木、狐洞、堂ノ後、 棚田、阿弥陀堂、吉良戸、 下り松、寺田、重郎左、 舟ヶ峪、寺峪、山ノ上
三好町告示第 6 号 平成 4 年 3 月 30 日	三好根浦土地区画整理 促進区域の決定	約 75.8ha	根浦、定壺貫、上地念古、 坂上、清水道、蟹畑、大 日、落合
みよし市告示第 46 号 平成 22 年 12 月 24 日	市制施行に伴う決定権 者、住所の変更		
三好町告示第 14 号 平成 9 年 4 月 18 日	三好中部土地区画整理 促進区域の決定	約 17.3ha	新屋、大原、北中島、蟬 田、前部垣内、平池、前 田
みよし市告示第 48 号 平成 22 年 12 月 24 日	市制施行に伴う決定権 者、住所の変更		
計		約 395.3ha	

珠蘭が いいじゃん！ みよし

MyCity
Miyoshi

■みよし市都市計画審議会 今後のスケジュール(案)について

○付数字は年度内の都市計画審議会開催回数

案件・審議事項等	令和元年度												令和2年度								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月					
都市計画審議会の開催		①			②		視察	③			④		①	②	③ ④						
1 委員委嘱		・委員委嘱(改選)											・委員委嘱(補選)								
2 生産緑地決定		指定の申出があった場合、随時対応																			
3 都市計画決定等		・豊田都市計画地区計画報告(福田池下地区)			・豊田都市計画用途地域変更報告(筋生郷浦地区)				・豊田都市計画地区計画決定		・豊田都市計画地区計画報告(筋生山田地区)										
									及び用途地域変更(福田池下地区)												
									・豊田都市計画用途地域変更 (筋生郷浦地区)												
4 視察研修							・視察研修(岐阜県大垣市:市街地開発事業)								・視察研修						
5 地区計画				市街化調整区域内地区計画ガイドラインに伴う、開発案件があれば意見聴取を行います。																	
6 その他都市計画決定																					
		○時期未定案件 ・豊田西部線の変更(豊田市案件、豊田市西部緑地の都市計画決定と合わせて変更を予定) ・「愛知県都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」に基づく区域の申出(都市計画法第34条第12号) ・豊田都市計画地区計画決定(筋生山田地区)																			
委員任期						任期:平成30年度・令和元年度															

(参考:視察研修)		
年度	視察先	研修テーマ
平成24年度	岐阜県郡上市	景観に配慮したまちなみと住民主体のまちづくり
平成25年度	三重県亀山市	国の重要伝統的建造物群保存地区である関宿など歴史的景観の形成
平成26年度	静岡県浜松市天竜区	地域資源を活かしたまちの再生
平成27年度	福井県敦賀市	歴史建造物、民族文化を活かした街づくり
平成28年度	滋賀県長浜市	景観・歴史まちづくり
平成29年度	三重県伊勢市	歴史的資源を活かした街づくり
平成30年度	静岡県三島市	優良田園住宅による街づくり
平成31年度	岐阜県大垣市(予定)	市街地開発事業

○建築基準法

(昭和二十五年五月二十四日)

(法律第二百一号)

別表第二 用途地域等内の建築物の制限 (第二十七条、第四十八条、第六十八条の三関係)

(昭三四法一五六・旧別表第一繰下・一部改正、昭三五法一四〇・昭三六法一一五・昭三七法八一・昭四五法一〇九・昭五〇法五九・昭五一法八三・昭五九法七六・昭六二法六六・平四法八二・平一〇法五五・平一八法四六・平二四法六七・平二六法五四・平二七法四五・平二九法二六・一部改正)

(い)	第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物	- 一 住宅 - 二 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの - 三 共同住宅、寄宿舎又は下宿 - 四 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの - 五 神社、寺院、教会その他これらに類するもの - 六 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの - 七 公衆浴場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第六項第一号に該当する営業(以下この表において「個室付浴場業」という。)に係るものを除く。) - 八 診療所 - 九 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物 - 十 前各号の建築物に附属するもの(政令で定めるものを除く。)
(ろ)	第二種低層住居専用地域内に建築することができる建築物	- 一 (い) 項第一号から第九号までに掲げるもの - 二 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が百五十平方メートル以内のもの(三階以上の部分をその用途に供するものを除く。)

		建築物の用途に供するもの（政令で定めるものを除く。） 八 （は）項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの（政令で定めるものを除く。）
(ほ)	第一種住居地域内に建築してはならない建築物	一 （へ）項第一号から第五号までに掲げるもの 二 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 三 カラオケボックスその他これに類するもの 四 （は）項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートルを超えるもの（政令で定めるものを除く。）
(へ)	第二種住居地域内に建築してはならない建築物	一 （と）項第三号及び第四号並びに（り）項に掲げるもの 二 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が五十平方メートルを超えるもの 三 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの 四 自動車車庫で床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの又は三階以上の部分にあるもの（建築物に附属するもので政令で定めるもの又は都市計画として決定されたものを除く。） 五 倉庫業を営む倉庫 六 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの

		(五) 木材の引割若しくはかんな削り、裁縫、機織、撚糸、組ひも、編物、製袋又はやすりの目立で出力の合計が〇・七五キロワットを超える原動機を使用するもの (六) 製針又は石材の引割で出力の合計が一・五キロワットを超える原動機を使用するもの (七) 出力の合計が二・五キロワットを超える原動機を使用する製粉 (八) 合成樹脂の射出成形加工 (九) 出力の合計が十キロワットを超える原動機を使用する金属の切削 (十) メッキ (十一) 原動機の出力の合計が一・五キロワットを超える空気圧縮機を使用する作業 (十二) 原動機を使用する印刷 (十三) ベンディングマシン（ロール式のものに限る。）を使用する金属の加工 (十四) タンブラーを使用する金属の加工 (十五) ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機を除く。）を使用する作業 (十六) (一) から (十五) までに掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、住居の環境を保護する上で支障があるものとして政令で定める事業 四 (る) 項第一号 (一) から (三) まで、(十一) 又は (十二) の物品（(ぬ) 項第四号及び(る) 項第二号において「危険物」という。）の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの 五 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が二百平方メートル以上の
--	--	--

(り)	近隣商業地域内に建築してはならない建築物	一 (ぬ) 項に掲げるもの 二 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 三 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの
(ぬ)	商業地域内に建築してはならない建築物	一 (る) 項第一号及び第二号に掲げるもの 二 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が百五十平方メートルを超えるもの（日刊新聞の印刷所及び作業場の床面積の合計が三百平方メートルを超えない自動車修理工場を除く。） 三 次に掲げる事業（特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であつて商業その他の業務の利便を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。）を営む工場 (一) 玩具煙火の製造 (二) アセチレンガスを用いる金属の工作（アセチレンガス発生器の容量三十リットル以下のもの又は溶解アセチレンガスを用いるものを除く。） (三) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング、ドライダイニング又は塗料の加熱乾燥若しくは焼付（赤外線を用いるものを除く。） (四) セルロイドの加熱加工又は機械のこぎりを使用する加工 (五) 絵具又は水性塗料の製造 (六) 出力の合計が〇・七五キロワットを超える原動機を使用する塗料の吹付 (七) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白 (八) 骨炭その他動物質炭の製造 (八の二) せつけんの製造 (八の三) 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製

		(十九) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が四キロワット以下の原動機を使用するもの (二十) (一) から (十九) までに掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、商業その他の業務の利便を増進する上で支障があるものとして政令で定める事業 四 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの
(る)	準工業地域内に建築してはならない建築物	一 次に掲げる事業(特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であつて環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。)を営む工場 (一) 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)の火薬類(玩具煙火を除く。)の製造 (二) 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二条第七項に規定する危険物の製造(政令で定めるものを除く。) (三) マッチの製造 (四) ニトロセルロース製品の製造 (五) ビスコース製品、アセテート又は銅アンモニアレーヨンの製造 (六) 合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造(漆又は水性塗料の製造を除く。) (七) 引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造 (八) 乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造 (九) 木材を原料とする活性炭の製造(水蒸気法によるものを除く。)

		<u>カーバイドの製造</u> (二十三) 金属の溶融又は精練（容量の合計が五十リットルを超えないるつぼ若しくは窯を使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目的とするものを除く。） (二十四) 炭素粉を原料とする炭素製品若しくは黒鉛製品の製造又は黒鉛の粉碎 (二十五) 金属厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業（グラインダーを用いるものを除く。）、びよう打作業又は孔埋^{あな}作業を伴うもの (二十六) 鉄釘類又は鋼球の製造 (二十七) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が四キロワットを超える原動機を使用するもの (二十八) 鍛造機（スプリングハンマーを除く。）を使用する金属の鍛造 (二十九) 動物の臓器又は排せつ物を原料とする医薬品の製造 (三十) 石綿を含有する製品の製造又は粉碎 (三十一) (一) から (三十) までに掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進する上で支障があるものとして政令で定める事業 <u>二 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの</u> 三 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの
(を)	工業地域内に建築してはならない建	一 (る) 項第三号に掲げるもの 二 ホテル又は旅館